

ID: 35

担当部署: 教育委員会 社会教育課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	聖籠町公民館設置及び管理に関する条例 第11条ただし書		
例規番号	平成元年 条例第17号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第十一条 既納の使用料は還付しない。ただし、相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>【基準】</p> <p>聖籠町公民館設置及び管理に関する条例施行規則第18条第1項の規定による。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第十八条 条例第十一条ただし書きの規定により、使用料を還付することができる場合及びその割合は次のとおりとする。</p> <p>一 非常災害その他、使用者の責に帰することができない理由により、使用できなくなつた場合 全額</p> <p>二 使用開始前五日前までに公民館使用取消申請書を提出し、承認を受けたとき。 五十パーセント</p> <p>三 使用開始前五日前までに公民館使用変更許可申請書を提出し、承認を受けたとき。 五十パーセント</p> <p>四 その他、教育長が相当の理由があると認められた場合 全額又は五十パーセント</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日